

改正後

連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

提出用

○ この明細書は、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に使用します。

○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連 帯 債 務 者 (共有者) の氏名		㉔ (あなた)	㉕ (共有者)	㉖ (共有者)	㉗ 合 計 等		
取 得 し た 土 地 等	家屋の取得対価の額	①					
	各共有者の共有持分	②					
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額 (①×②)	③				円	円
	土地等の取得対価の額	④					
	各共有者の共有持分	⑤					
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額 (④×⑤)	⑥				円	円
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額 (③+⑥)		⑦					
取 得 し た 資 産 に 係 る 金 銭 債 権	各共有者の自己資金負担額	⑧			(㉔+㉕+㉖) 円		
	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨			(㉔+㉕+㉖) 円		
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩					
	連帯債務による当初借入金額	⑪					
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑫					

※1 ㉔欄及び㉕欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。))に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。))。

※2 ㉔欄と㉕欄の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。))と㉕欄及び㉖欄の㉕の金額と㉗の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。))とが異なる場合には、次により調整が必要となります。

- 取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
- 取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額 (⑦-⑩-⑫)	⑬ (赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合 (⑬÷⑭)	⑭	%	%	%	100	%
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高 (⑬×⑭)	⑮	円	円	円		
各共有者の住宅借入金等の年末残高 (⑮+⑯)	⑯					

※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。

※2 ㉔欄の割合及び㉕欄の金額を各共有者の「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」の㉔欄及び㉕欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正前

連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

提出用

○ この明細書は、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に使用します。

○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署(所得税担当)におたずねください。

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連 帯 債 務 者 (共有者) の氏名		㉔ (あなた)	㉕ (共有者)	㉖ (共有者)	㉗ 合 計 等		
取 得 し た 土 地 等	家屋の取得対価の額	①					
	各共有者の共有持分	②					
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額 (①×②)	③				円	円
	土地等の取得対価の額	④					
	各共有者の共有持分	⑤					
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額 (④×⑤)	⑥				円	円
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額 (③+⑥)		⑦					
取 得 し た 資 産 に 係 る 金 銭 債 権	各共有者の自己資金負担額	⑧			(㉔+㉕+㉖) 円		
	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨			(㉔+㉕+㉖) 円		
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩					
	連帯債務による当初借入金額	⑪					
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑫					

※1 ㉔欄及び㉕欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。))に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。))。

※2 ㉔欄と㉕欄の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。))と、㉕欄及び㉖欄の㉕の金額と㉗の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。))とが異なる場合には、次により調整が必要となります。

- 取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
- 取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額 (⑦-⑩-⑫)	⑬ (赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合 (⑬÷⑭)	⑭	%	%	%	100	%
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高 (⑬×⑭)	⑮	円	円	円		
各共有者の住宅借入金等の年末残高 (⑮+⑯)	⑯					

※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署(所得税担当)におたずねください。

※2 ㉔欄の割合及び㉕欄の金額を各共有者の「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」の㉔欄及び㉕欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

事務提要新旧対照表(様式編Ⅰ:法令解釈通達)

25